

令和 2・3 年度後期高齢者医療制度保険料率等について

1 趣旨

東京都後期高齢者医療広域連合において、令和 2・3 年度後期高齢者医療保険料率等が決定されたので内容を報告する。

2 保険料率等

年度 項目	平成 30・31 年度		令和 2・3 年度	
	(均等割)	(所得割)	(均等割)	(所得割)
保険料率	43,300 円	8.80%	44,100 円	8.72%
前期比	+900 円	-0.27 ポイント	+800 円	-0.08 ポイント
一人当たり平均 保険料額(年額)	97,127 円		101,053 円	
前期比	+1.7% (+1,635 円)		+4.0% (+3,926 円)	

3 保険料率の設定条件等

設定条件項目	平成 30・31 年度		令和 2・3 年度		増減
① 被保険者数	30 年度	153.1 万人	2 年度	159.6 万人	約 3 万人
	31 年度	157.5 万人	3 年度	160.8 万人	
② 一人当たり医療 給付費の伸び率	※ 1.14%		※ 0.40%		△0.74 ㊦
③ 後期高齢者負担率	11.18%		11.41%		0.23 ㊦
④ 所得係数	1.63		1.61		△0.02 ㊦
⑤ 被保険者の所得の 伸び率	-2.6%		-1.16%		1.44 ㊦
⑥ 財政安定化基金 拠出率	0%		0%		—

※診療報酬改定を勘案した推計値である。

4 保険料抑制のための対策

(1) 区市町村による特別対策 【217 億円】

ア 4 項目の特別対策 (213 億円)

保険料に算入すべき費用を区市町村の負担とする。

内訳 { ① 保険料の未収金補填分 63 億円 ② 審査支払手数料 68 億円
 ③ 葬祭費 82 億円 ④ 財政安定化基金拠出金 0 億円 (拠出なし)

イ 低所得者の所得割額の軽減 (4 億円)

独自に 50% 及び 25% 軽減を行うための費用を区市町村の負担とする。

(2) その他 【186 億円】

平成 30・31 年度の財政収支に係る剰余金を、特別会計調整基金に積み立て、2 年間の医療給付費に充てる。

5 保険料に算入する費用

項目名		年度		備考
		平成 30・31 年度	令和 2・3 年度	
医療給付費 (保険料割当分)		※ 2,632 億円	※ 2,780 億円	4 (2)
調整交付金交付調整分		875 億円	880 億円	
健診事業		37 億円	35 億円	
特別対策	保険料未収金補填分	64 億円	63 億円	4 (1) ア
	審査支払手数料	63 億円	68 億円	
	葬祭費	80 億円	82 億円	
	財政安定化基金拠出金	0 億円	0 億円	
合計 (A)		3,751 億円	3,908 億円	
特別対策分 (B)		207 億円	213 億円	
保険料賦課総額 (A-B)		3,544 億円	3,695 億円	

※剰余金を医療給付費に充てることにより、実質的に減額となる。

6 令和 2 年度からの変更点

(1) 保険料賦課限度額引き上げ 62 万円 → 64 万円

(2) 均等割保険料軽減割合の見直し

同一世帯の被保険者全員と世帯主の 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯		軽減割合 ※1		
		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
33 万円 以下	被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (その他の所得がない)	8 割	7 割 (本則)	
	上記以外	8.5 割	7.75 割	7 割 (本則)
33 万円 + (28.5 万円 ※2 × 被保険者数) 以下		5 割		
33 万円 + (52 万円 ※3 × 被保険者数) 以下		2 割		

- ※1 保険料軽減特例見直し。介護保険料軽減と年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直しで、総所得 33 万円以下の軽減割合を本則 7 割に段階的に戻す措置。
- ※2 5割軽減の対象拡大：軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
 [現行] 基準額 33 万円 + 28 万円 × 被保険者数【年金収入 196 万円以下】
 [改正] 基準額 33 万円 + 28.5 万円 × 被保険者数【年金収入 196.5 万円以下】
- ※3 2割軽減の対象拡大：軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
 [現行] 基準額 33 万円 + 51 万円 × 被保険者数【年金収入 219 万円以下】
 [改正] 基準額 33 万円 + 52 万円 × 被保険者数【年金収入 220 万円以下】

7 世帯収入別のモデル保険料

世帯	年金 収入額	平成 31 年度			令和 2 年度			前期比
		均等割	所得割	保険料額	均等割	所得割	保険料額	
単身	80 万	8 割	-	8,600 円	7 割	-	13,200 円	4,600 円
	168 万	8.5 割	50%	13,000 円	7.75 割	50%	16,400 円	3,400 円
	173 万	5 割	25%	34,800 円	5 割	25%	35,100 円	300 円
	196 万	5 割	なし	59,400 円	5 割	なし	59,500 円	100 円
	219 万	2 割	なし	92,700 円	2 割	なし	92,800 円	100 円
	240 万	なし	なし	119,800 円	なし	なし	119,900 円	100 円
	922 万	なし	なし	620,000 円	なし	なし	640,000 円	20,000 円
2 人	80 万	8 割	-	17,200 円	7 割	-	26,400 円	9,200 円
	168 万	8.5 割	50%	19,400 円	7.75 割	50%	26,300 円	6,900 円
	173 万	5 割	25%	56,400 円	5 割	25%	57,100 円	700 円
	211 万	5 割	なし	94,200 円	5 割	なし	94,600 円	400 円
	222 万	5 割	なし	103,900 円	5 割	なし	104,200 円	300 円
	240 万	2 割	なし	145,800 円	2 割	なし	146,300 円	500 円
	266 万	2 割	なし	168,600 円	2 割	なし	169,000 円	400 円
	300 万	なし	なし	215,900 円	なし	なし	216,300 円	400 円

※単身世帯は、年金収入のみの場合とする。2人世帯は、夫婦ともに後期高齢者医療制度の被保険者であり、世帯主の収入が年金収入のみ、配偶者の収入は年金 80 万円とする。

8 今後のスケジュール

令和 2 年 2 月定例議会

- ・東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について議案提出
 (特別対策の実施に伴う経費の支弁方法の変更)
- ・令和 2・3 年度保険料率等について報告